

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理  
(県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見)

生涯学習振興課

1 概要

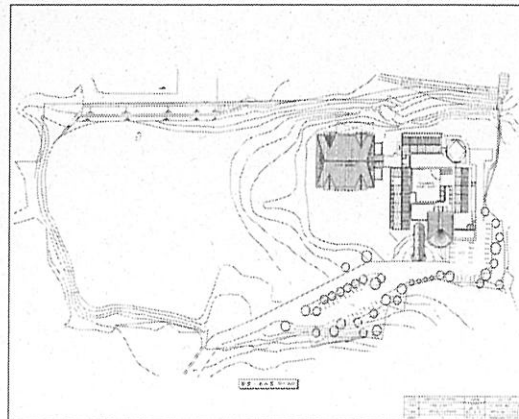
平成29年第6回沖縄県議会に知事が提出した議案「指定管理者の指定について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成29年11月20日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「指定管理者の指定について」の概要

- ① 沖縄県立糸満青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条」に基づき、平成22年4月から指定管理者が行っている。
- ② 現指定管理者の指定期間が、平成30年3月31日に満了することから、平成30年度からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- ③ 平成29年10月24日に開催した「沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会」の審議の結果、学校法人KBC学園が候補者として選定された。

乙第27号議案

- ・ 公の施設の名称 : 沖縄県立糸満青少年の家
- ・ 指定管理者となる団体 : 那覇市東町23番5  
学校法人KBC学園
- ・ 指 定 の 期 間 : 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで



3 臨時代理した意見の内容

議案「指定管理者の指定について」については、異議はありません。